

消費者・労働者事件の管轄

山田恒久
やま だ つね ひさ

獨協大学法学部教授

- 1 はじめに
- 2 消費者事件
- 3 労働者事件
- 4 おわりに

1 はじめに

事業者と消費者⁽¹⁾の間の契約については、当事者間における情報量、交渉力及び経済力などに格差があり、必ずしも対等な関係にはないと一般に理解されている⁽²⁾。このように、一方が他方に対して圧倒的に優位な立場にある場合になされる契約の締結については、通常の私的自治の原則を徹底させることが、適切ではないとされている⁽³⁾。このため、消費者のような社会的弱者を保護するための法律⁽⁴⁾が、国内においても立法されてきた。

また、使用者と労働者⁽⁵⁾の間の契約についても、労働審判法⁽⁶⁾や労働契約法⁽⁷⁾などによって、労働者のような社会的弱者を保護する法制が整えられてきた。

法的紛争を解決するための基本的な制度である訴訟手続においても、当事者の一方が他方に対して圧倒的に優位な立場にある場合には、何らかの考慮が必要となる。とりわけ、訴訟手続を利用するための始点である管轄の決定にあたっては、劣位にある者に有利な裁判籍を認めるなどの考慮が必要であると思われる⁽⁸⁾。

本稿では、こうした理解を前提に、消費者・労働者事件の国際裁判管轄について、若干の考察を試みるものである。

2 消費者事件

(1) 消費者事件の意義

通則法11条1項においては、消費者契約は、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）」と、「事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。）」との間で締結される契約（労働契約を除く）と定められている。同様の意義が定められている例としては、消費者契約について、「個人（by a person⁽⁹⁾）により、その取引上又は職業上の活動とは関係がないとみなされる目的のために締結される契約」と定められている。民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約（以下ブラッセル条約⁽¹⁰⁾）13条、及び、これを規則化した民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001（以下ブラッセルI規則⁽¹¹⁾）15条がある。また、ハーグ国際私法会議の1999年10月31日付け特別委員会作成による、「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案⁽¹²⁾」（以下ハーグ条約草案）7条1項でも、ほぼ同様に、「消費者」は、「取引上又は職業上の活動とは関係がない目的のために締結される契約を締結した者」と規定され、他方、「事業者」は、「取引上又は職業上の活動に関与する者」と規定されている。ところで、管轄は、実体法上の権利の実現に関連するものである。そのため、他の実体法規範と同様の表現を採用することが望ましい。したがって、通則法11条に準拠して、消費者契約の意義を特定することが適切であるように思われる⁽¹³⁾。

同様に、消費者事件とは、こうした契約に関する消費者と事業者の間の訴訟事件というものになるように思われる。こうした意味から、例えば、「消費者契約法」の平成19年の改正⁽¹⁴⁾で導入された、適格消費者団体制度のように、消費者を保護する目的から、消費者を保護するための一定の団体による、差し止め訴訟等は、ここでは除外してよいと思われる。

ところで、通則法11条6項には、消費者契約の特則による保護を受けない消費者、いわゆる能動的消費者として、イ. 消費者が当該事業所の所在地と法

を同じくする地に赴いて当該消費者契約を締結したとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において消費者契約を締結することについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く（6項1号）、及び、ロ、消費者が当該事業所の所在地と法を同じくする地において当該消費者契約に基づく債務の全部の履行を受けたとき、又は、受けることとされていたとき。ただし、消費者が、当該事業者から、当該事業所の所在地と法を同じくする地において債務の全部の履行を受けることについての勧誘をその常居所地において受けていたときを除く（6項2号）が、定められている。これらに該当しているか否かについては、客観的な事実関係によって判断可能であるようにも思われる。同項には、さらに、ハ、消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、かつ、知らなかったことについて相当の理由があるとき（6項3号）、及び、ニ、消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき（6項4号）という主観的な要素を要件とした規定もある。

このうち、イ、及びロ、の但し書きは、消費者が住所地での勧誘を受けている場合の除外規定であり、この条件が満たされると、能動的消費者ではないものとなる。同様の規定は、ブラッセル条約13条3項にある（条文の体裁が違うため、除外規定ではなく原則規定として定められている）。但し、ブラッセルI規則15条1項c号では、このような区別はなく、事業者が、消費者の住所地において、一般的に商業活動を行っている場合には、全て、能動的な当事者とはならないことになる。これは、ウェブサイトによる誘因行為をも考慮に入れた上での、規定と考えられているようである⁽¹⁵⁾。

こうした能動的消費者を除外することは、事業者の販売に関する新たな方法の開発に対応を余儀なくされ、困難を伴うように思われる。実際には、ブラッセルI規則の態度と同様に、むしろ、消費者の住所地国での事業者の活動という条件のみを規定することによって、能動的消費者を除外するよりは、事業者の企業責任を加重する方が、規定としては徹底したものになるようにも思われる⁽¹⁶⁾。

さらに、ハ、消費者契約の締結の当時、事業者が、消費者の常居所を知らず、

かつ、知らなかったことについて相当の理由があるとき(6項3号)については、消費者の常居所、又は、消費者であることについての善意と、その善意について相当の理由があることが要件とされている。また、二、消費者契約の締結の当時、事業者が、その相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があるとき(6項4号)では、相手方が消費者でないと誤認し、かつ、誤認したことについて相当の理由があることが要件とされている。しかし、管轄の有無を判断する際に、このような主観的要素の有無までも要件とする場合には、管轄の有無の判断という段階で、当事者に反論の機会を与えることになる。とりわけ、「相当の理由がある」ときとは、どの程度の理由で、また、どの程度の証明をすることが求められるのかが、必ずしも明確ではない。また、仮に、例えば、「消費者であると誤認したことについて相当の理由がある」という条件を、消費者契約の国際管轄に関する特則の適用の要件とすると、(請求を理由あらしめるという意味での)いわゆる請求原因事実と管轄原因事実とが重複する虞もある⁽¹⁷⁾。したがって、管轄原因としては、このような主観的な要素を排し、本案の審理においてその存否の判断の方が適切であるように思われる⁽¹⁸⁾。

ところで、ブラッセルI規則15条3項には、宿泊と旅行の代金が価格に含まれる様な、いわゆるパック旅行以外の運送契約については、消費者契約に関する管轄の特則を定める4節(15条から17条)の規定を適用しない旨が定められている⁽¹⁹⁾。その原型となった同様の規定は、1980年の「契約債務の準拠法に関する条約」(以下ローマ条約)⁽²⁰⁾5条5項に見ることができる(同条約は、2009年秋に施行される予定の、いわゆるローマI規則(契約債務の準拠法に関する2008年6月17日欧州議会及び理事会規則)⁽²¹⁾6条4項b号となるようである)。ローマ条約は、消費者契約の特則を定める5条の直前に、4条4項として運送契約についての特則を有しているため、消費者契約からは、パック旅行を除外した運送契約が除かれている⁽²²⁾。既に確認したとおり、管轄が、実体法上の権利の実現に関連するものであることからして、他の実体法規範と同様の表現を採用することが望ましい。このため、ブラッセル条約や規則の解釈を、契約準拠法に関する条約であるローマ条約と同様の解釈によることは首肯すること

ができる。とはいえ、我が国においては、運送契約の準拠法に関して、これを個別に定める規定が存在しない。したがって、現時点では、運送契約に関する扱いについては、特に規定を設ける必要は存しないと思われる。

(2) 裁判籍の検討

このような消費者契約に関する事件については、消費者の住所地を原則的な裁判籍とすることで、消費者の保護を図ることが適切であろう。但し、消費者が原告となる場合には、その選択権を認める趣旨から、相手方の事業所の所在地にも、裁判籍を認めることが考えられる。

こうした考え方の、参考となる取り扱いとして、ブラッセル I 規則 16 条 1 項（ブラッセル条約 14 条 1 文も同様）には、消費者が原告となる訴えは、相手方当事者の住所地国、又は、その消費者の住所地国の裁判所に提起することができる旨が定められている。また、同規則の 16 条 2 項（ブラッセル条約 14 条 2 文も同様）には、消費者を被告とする訴えは、その消費者の住所地国の裁判所にのみ提起することができる旨が定められている。また、ハーグ条約草案では、消費者が原告となる場合には、その選択権を認める趣旨から、消費者の常居所地国にも（“may bring a claim”）裁判籍を認め、他方、消費者が被告となる場合には、消費者の常居所地国にのみ（“may only be brought”）裁判籍を認めている。

ところで、ブラッセル条約及び規則並びにハーグ条約草案は、いわゆる直接一般管轄（事件をいずれの国の裁判所が管轄するかという問題）を定めたものであり、構成国の国内管轄を定めたものではない。したがって、国内土地管轄を定める基準となる関連地点としての意味での裁判籍という用語は、直接一般管轄の決定基準を定めるこれらの条約や規則の解釈の表現として必ずしも適切ではない。とはいえ、現時点では、我が国においては、国際裁判管轄規定を、国内立法の形式で考慮せざるを得ないように思われる。そのため、あえて、国内土地管轄規定が同時に国際裁判管轄規定としての意味をも有する、いわゆる二重機能説に依拠して、この用語を使用した。しかし、事柄は、単に用語の問題にとどまらない。こうした方法を採用する場合に問題となるのは、むしろ国内

法制の状況である。確かに、国内においても、消費者の保護が強く志向されている。とはいえ、国内手続法の整備は、十分とは言えない。平成19年の改正で導入された、適格消費者団体制度には、手続規定が存在する。しかしあくまでも消費者団体に関する制度である。消費者個人の保護を直接の目的とする固有の手続法は殆ど存在しない。とりわけ、本稿の対象である消費者保護を目的とした特別の管轄規定は見当たらない。同様の弱者保護の観点から制度化される筈の、労働事件に関して、平成18年に施行された労働審判法2条では、被告住所地、労務提供地が同格の扱いを受けている。したがって、必ずしも弱者を保護した管轄規定になっているとは考えられない。こうした社会的な弱者が被告となる場合の、地理的条件の格差は国際的な問題に比較すれば、国内では必ずしも大きくない。そのため、弱者保護に関する国内手続法制についての議論が、十分に成熟していない状況にあるようにも思われる。そうした状況下で、国際的な観点からの要請によって、国内手続にも影響を与える虞がある、二重機能的な管轄規定を定めてしまうことには問題が残るように思われる。その意味で、この点に関する国内手続法についての成熟が待たれるところであると思われる。

さらに、ブラッセルI規則24条(条約18条も同様)には、被告が応訴している場合で、管轄を争うために出廷しているとき、又は、規則22条に定められている専属管轄(不動産関連事件、特許事件などに関するもの)に反するときを除いて、応訴管轄を認める旨が定められている。保護の対象となっている消費者が、その保護を排して、敢えて自身の住所地以外の地での訴訟を望む場合には、その処分を許すことができると思われる⁽²³⁾。したがって、消費者の住所地が我が国に無い場合に、我が国の裁判所に提起された訴えについて、消費者が応訴したときには、通常の応訴管轄を認めて良いと考えられる。

(3) 管轄の合意の取り扱い

最高裁は、いわゆるチサダネ号事件判決⁽²⁴⁾において、国際裁判管轄の合意について、「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別、原則として有効と認めるべきである。」と判示した⁽²⁵⁾。学説も、こ

の「合意の合理性」を、国際裁判管轄の合意の一要件とする。そして、当事者の便宜、公平の見地からみて妥当であるという意味での合理性を要求する考え方が一般的である⁽²⁷⁾。こうした学説の考え方に立てば、消費者と企業、労働者と雇用者という社会的な立場の違いがある当事者間の合意については、成立及び効力のそれぞれの判断の過程で、配慮が払われることになると思われる。まず、その成立の判断においては、当事者の立場の違いを前提にして、合意の形成過程に対して、十分な配慮が払われる必要があることになるであろう。また、その効力の判断においてはたとえ合意が成立したとしても、内容的に、明らかに一方当事者に不利なものについては、その効力を公序に反するという理由で否定することによって、不利な立場におかれる者の保護がはかられることになるであろう⁽²⁸⁾。

この点に関して、ブラッセル I 規則 17 条では、紛争が生じた後の合意、消費者に対して管轄を拡張する合意、契約締結時に、同一の構成国に住所又は常居所を有する消費者と相手方との間の合意であって、その国の裁判所に管轄を認める合意（ただし、その国の法がこのような合意を禁止しているときを除く）についてのみ、消費者契約に関する合意管轄が認められている⁽²⁹⁾。これに反する不公正な合意は、不公正契約条項に関する EEC 指令⁽³⁰⁾ 3 条に定められている忠実義務違反、契約から生じる当事者の権利・義務の不均衡などを理由に、無効なものと考えられているようである⁽³¹⁾。

ここでは、管轄の合意の有効性が、実体法規定と考えて良い EEC 指令によって判断されている。しかし、法的に単一体と考えられる EU においてはともかく、我が国のように一国で、国際裁判管轄規定を定めなければならない状況の下では、その合意の準拠法についても、考慮が必要となる。我が国の学説はこの点について、国際裁判管轄の合意を規律する法律に関しては、法廷地の国際民事訴訟法によるべきであるとするのが通説である⁽³²⁾。また、法廷地手続法によるという見解もある⁽³³⁾。しかし、通説は、「訴訟手続は法廷地法による」という法則は、一旦内国裁判所に係属した以上、判決にいたるまで、訴訟に関する事項については、法廷地の手続法によるべきであるということであって、内国裁判所に係属する前提となるべき要件に関する事項まで、法廷地法に

よるべきであるという趣旨ではないとして、所説を批判する⁽³⁴⁾。確かに、契約当事者の一方が、合意された地以外の裁判所に訴を提起すると、その場所が法廷地となってしまふ。つまり、法廷地は合意の時点で予め決定されているわけではない。したがって、合意時には不確定である法廷地の国内民事訴訟法によることを要求することは、現実には不可能という外はない。しかし、そうであるならば、通説のように、法廷地の国際民事訴訟法によることも、予め法廷地が決定されていなければならない点で、法廷地の国内民事訴訟法によることと同様に、不可能であるように思われる。これに対して、国際裁判管轄の合意の成立は、契約準拠法によるべきであるとする少数説がある⁽³⁵⁾。また、論理上、合意の意思表示の成立の問題を他の問題と区別して考えられるので、その点を別異の準拠法によらせようとすることは十分可能であるとして、通説に立ちながら、専属的国際裁判管轄の合意が契約準拠法によって規律される可能性を肯定する見解もある⁽³⁶⁾。いずれの学説に立つにしろ、単純に、我が国の国内法である消費者契約法を、適用しうるとは思われない。

ところで、通説の見解に立つ場合には、我が国の国際民事訴訟法の立場から固有に決定することが可能となる。その場合、ブラッセルI規則を参考に、具体的に定型的な考え方としては、紛争後の管轄合意、及び、消費者にのみ、法廷地の選択の可能性を拡張するような、専属的でない管轄合意であれば、通常はその合意の合理性が認められると考えられる⁽³⁷⁾。

(4) 手続上の問題に関する若干の検討

ところで、消費者事件や、労働者事件という特殊訴訟類型について個別の管轄原因を定める場合には、その管轄原因事実の主張立証が問題となる可能性が高い。例えば、既に指摘したとおり、能動的消費者に関して、その判断に、消費者の常居所、又は、消費者であることについて善意であること、及び、その善意について相当の理由があることを要件とすると、管轄の有無の争いが複雑化、又は、長期化する虞が生じる。さらに、契約の目的が「事業」に関するか否かということは、本来は、客観的な事実とも考えられる。しかし、契約の対象物の用途が、事業用と個人用というように混在する場合（例えば、個人が、

事務所兼住居として使用している建物の瓦屋根を注文した場合)や、将来の事業目的で個人が契約する場合⁽³⁸⁾などは、契約の「目的」自体に、消費者の主観が関係しているために、その存否が単純には決定できない事実となっているように思われる。

したがって、特に、消費者事件や、労働者事件の特別裁判籍の規定には、その規定の方法としては、根拠規定—障害規定—滅却規定という、形式を採用する必要があると思われる。例えば、「原則として個人と企業の契約は消費者契約とする。」という根拠規定と、「但し、当該個人が事業の目的でした契約は消費者契約ではないものとみなす」という、障害規定を設けることにより、举证責任を明確化するなどの配慮が考えられよう。

3 労働者事件

(1) 労働者事件の意義

労働者が、雇用条件などを使用者と交渉する場合には、労働者個人が主体となる場合と労働組合などの団体が主体となる場合があり得る。労働者という社会的弱者を保護する目的で、特別な管轄を考慮する場合には、このうちの、労働者個人が主体となる紛争に限定する必要がある。このような、個々の労働者と使用者の間の紛争についての国内法規には、「労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争」(労働審判法1条)や、「労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争」(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律1条)などの定義規定がある。国際裁判管轄について検討する際にも、他の手続法規範に準じて同様の表現を採用することが望ましいと考えられる⁽³⁹⁾。

(2) 裁判籍の検討

ブラッセル条約が成立した1968年当時には、労働者を保護する特別な管轄規定は、同条約には定められていなかったようである。その後、1989年の改正(サン・セバスチアンバージョン)で、義務履行地の管轄が定められている5

条1項に、雇用契約に関する義務履行地について疑問が生じたときは、義務履行地はその労務を通常提供する地を履行地とする。但し、労務提供地が数カ所にわたり特定できない場合には、その労働者を雇い入れた地を義務履行地とするとして、労務提供地を義務履行地とする特則が設けられた。あるいは、我が国においても、こうした解釈が可能かとも思われる。しかし、義務履行地の特別裁判籍を定める民事訴訟法5条1号の「訴え」の類型は、「財産権上の訴え」である。雇用関係に関する訴えのうち、賃金支払請求や、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求などのような金銭の支払や、財産の移転を求める訴えは、財産権上の訴えと考えることができる。これに比して、雇用上の地位の確認や、待遇改善の要求などに関する訴えも、国内管轄に関しては、財産権上の訴えと解するのが通説のようである⁽⁴⁰⁾。しかし、解釈上は、むしろ、個別労働関係から生じる事件類型に特化した管轄規定を設けて、混乱を回避する方が適切であるように思われる⁽⁴¹⁾。

ところで、その後、これを規則化したブラッセルI規則では、その第5節(18条から21条)に詳細な規定がおかれた。18条では、支店、代理店その他の営業所に関する事件について裁判籍を認めた5条5号の適用が認められるとともに、条約の構成国の領域内に住所を有していない場合であっても、構成国に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、構成国内に住所を有するものとする擬制規定がおかれている。19条では、雇用者を被告とする訴えは、雇用者の住所地国、労務を通常提供された地若しくは最後の労務提供地国、労務提供地が数カ所にわたり特定できない場合には、その労働者を雇い入れた営業所所在地国に訴えることができると定められている。さらに20条では、労働者が被告となる訴え(雇用者が原告となる訴え)は、労働者が住所を有する国にのみ訴えることができると定められている。

ブラッセル条約5条の扱いとは異なり、ブラッセル規則20条1項(これに対して2項は反訴提起の管轄規定となっている)では、雇用者が原告となる場合には、労働者の住所地国の裁判所に訴えることのみが許されており、労務提供地(又は雇い入れ地)国の裁判所に、訴えを提起することができない。労働者が少なくとも労務提供地等に所在していたことは明らかであり、証拠の収集の

便宜からは、必ずしも適切な扱いとは考えることができない。勿論、雇用者は労働者からの提訴を待つことによって、雇用者自身の住所地国、又は、ある程度有利である労務提供地国等での訴訟を係属させることができる。とはいえ、それまで、労働者が現実に所在して労働をしてきた労務提供地を管轄原因とすることが、必ずしも労働者に不利になるとは考えられない。このため、ブラッセル規則 20 条 1 項のように、雇用者が原告となる場合に、労働者の住所地国のみを管轄原因とするのではなく、労務提供地をも管轄原因としてよいと考える。実際に、ハーグ条約草案 8 条 1 項 b 号では、労働者が被告となる訴え（雇用者が原告となる訴え）は、労働者が住所を有する国または通常労務を提供した国の裁判所に訴えることが、並列的に認められている。

したがって労働者契約については、労働者の住所地、又は、労務提供地を原則的な裁判籍とすることが考えられる⁽⁴²⁾。また、労働者が原告となる場合には、その選択権を認める趣旨から、使用者の事業所所在地にも、裁判籍を認めることも考えられる。

加えて、もともと、当事者には、法廷地を選ぶ自由がある筈である。労働者事件の国際裁判管轄については、労働者と雇用者の社会的な力関係の格差から、労働者に不利益がないように、特則が設けられているに過ぎない。したがって、労働者がその保護を自ら排斥するような場合には、その意思も尊重されてしかるべきであると思われる。したがって、そうした意味で、労働者の住所地、又は、労務提供地が我が国に無い場合に、我が国の裁判所に提起された訴えについて、労働者が応訴したときには、通常の応訴管轄を認めて良いと考えられる⁽⁴³⁾。

(3) 管轄の合意の取り扱い

ブラッセル規則 21 条では、紛争が生じた後に合意がされたとき、又は、労働者に対して 18 条から 20 条までに定められている国以外への訴え提起を認める合意のときの、いずれかについてのみ、管轄の合意を認められている。ハーグ条約草案 8 条 2 項もほぼ同様の規定となっている。既に、消費者事件の合意管轄に関して述べたのと同様に、労働者事件に関する管轄の合意についても、

その準拠法の問題が存在すると思われるがここでは詳述は控えたい。

労働者をより手厚く保護する実体規定を有する法廷地がある場合には、その地での訴訟を認める方が、労働者を保護するという所期の目的が達成されやすいと考えられる。そうした意味で、雇用者はともかく、労働者の法廷地を選ぶ権利については、積極的に認めることができるように思われる。したがって、紛争後の管轄合意、及び、労働者について法廷地を拡張するような、専属的でない管轄合意については、これを認めてよいと考えられる。

4 おわりに

平成13年に施行された「消費者契約法」、さらに、適格消費者団体制度が導入された、同法の平成19年の改正、また、平成16年に改正施行された「特定商取引に関する法律」などの消費者保護法制、あるいは、平成13年に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」や、平成18年に施行された「労働審判法」、加えて平成20年に施行された「労働契約法」などの、労働者保護法制の改革に呼応して、訴訟制度もその多様な類型の事件に対応した管轄規定が必要となってきている。しかし、国内事件についても未だ充分に検討されているとは言えない。こうした状況の下で、国際裁判管轄についてもさらなる検討が必要と考えられる。

本稿では、こうした意識を前提に、消費者事件と労働事件の国際裁判管轄に関して、用語の確認、裁判籍、管轄合意、手続上の問題点について検討した。

まず、用語の確認に関しては、管轄が、実体法上の権利の実現における、手続上の基礎をなすものであるため、関連する他の実体法規範と同様の表現を採用することが望ましいという理由から、消費者契約については、通則法11条に準拠して、消費者契約の意義を特定するべきであると考えた。他方、労働契約の用語の意義についても、同様の考慮が必要となるが、しかし、既に、労働事件に関しては国内手続に関する法規が存在するため、これとも均衡を保つ必要があると考えた。

次に、裁判籍については、社会的に劣位にある者に、法的な紛争解決の機会を担保することによって、これを保護するべきであるという観点から、こうし

た者に有利な裁判籍を認めることを主眼として検討した。そして、消費者の保護のためには、その常居所地を裁判籍とすることが適切であると考えた。また、労働者については、労働者の住所地、又は、労務提供地を裁判籍とすることが適切であると考えた。但し、消費者、又は、労働者が、原告となる場合には、その固定的な裁判籍がかえって、その訴え提起の自由を束縛する虞もある。そのため、これらの者が原告となる場合に限っては、相手方事業所の所在地にも、選択的に裁判籍を認めてよいと考えた。

また、管轄合意については、社会的に劣位にある者が契約締結時までに、不当な管轄合意をさせられてしまうことを回避するために、紛争後の管轄合意に限定して認めるべきであると考えた。但し、如上のように、消費者や労働者を保護するために認められるべき裁判籍（消費者常居所地、労働者の住所地、労務提供地などを）を否定して、その保護を排斥するようなことがないような、換言すれば、消費者や労働者についてのみ、法廷地の選択の可能性を拡張するような管轄合意は、認められると考えた。

さらに、手続上の問題点として、管轄原因事実の規定の仕方について検討した。消費者事件や、労働者事件という特殊訴訟類型については、その訴え提起の段階で、管轄を争う事由として、当該訴訟類型に該当するか否かが問題となる可能性がある。その場合には、「消費者」、又は、「労働者」という概念が、実体法上の概念に依存するため、管轄原因事実の主張立証が、実体法上の、請求を理由づける意味での、いわゆる請求原因事実の主張立証と重複する虞がある。こうした問題を回避するためには、立法において、挙証責任を明確にするなどの工夫をする必要があると考えた。

以上のように一応の結論を得たとはいえ、社会的弱者保護においては利害が錯綜するため、その利益の衡量も一様とはいええず、さらなる分析と検討が必要であると思われる。今後の課題としたい⁽⁴⁴⁾。

(1) 「消費者」の定義については、通則法11条1項に定められている、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）」を、当用は用いる（国内法については、消費者契約法2条1項に同様の規定がある）。

- (2) 消費者契約法1条では、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」と表現されている。
- (3) 例えば、大村敦志・消費者法〔第2版〕33頁以下、菅野和夫・労働法1頁以下(2008年)、土田道夫・労働契約法11頁以下(2008年)以下。
- (4) 例えば、消費者基本法(消費者保護基本法(公布時)昭和43年5月30日法律第78号、消費者基本法(平成16年法律第70号で改題))や消費者契約法(平成12年5月12日法律第61号)など。
- (5) 「労働者」の定義については、労働契約法2条1項に定められている。「使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者」を、当面は用いる(他の定義としては、労働基準法9条「職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」などがある)。いわゆる非正規雇用の職員(派遣社員、パートタイマー、アルバイト、契約社員など)をその範囲とするかについては、今後の検討課題としたい。
- (6) 平成16年5月12日法律第45号。
- (7) 平成19年12月5日法律第128号。
- (8) 国際裁判管轄研究会(座長高橋宏志教授)「国際裁判管轄研究会報告書(5)」87号(以下、国際裁判管轄研究会報告書として引用)114頁(2008年)。
- (9) 消費者保護が定められているブラッセル条約13条の保護の対象となる者が、“by a person”という用語によって、個人(自然人)に限定され、如何なる(中小の団体を含めて)団体も該当しないことを判示する裁判例として、Shearson Lehmann Hutton Inc. v. TVB Treuhandgesellschaft für Vermögensverwaltung und Beteiligungen mbH, (Case C-89/91) [1993] ECR I-139. がある。また、ブラッセル規則15条1項でも、この用語が引き続き使用されている。
- (10) Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, Brussels 1968, Luino 1988.
- (11) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters.
- (12) Preliminary Draft Convention on Jurisdiction and Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters, adopted by the Special Commission on 30 October 1999.
- (13) 同様の配慮から、この点に関するブラッセル条約の解釈を、契約準拠法に関する条約であるローマ条約と同様の解釈によるとする裁判例として、前掲 Shearson Lehmann Hutton Inc. 事件がある。
- (14) 平成18年6月2日法律第56号(公布の日から起算して一年を経過した日から

施行)。

- (15) 例えば, Lawrence Collins, Dacey & Morris, *The Conflict of Laws*, 14th. ed (Sweet & Maxwell, 2006), Vol. 1. p. 442. では, “This provision is intended to apply to contracts concluded as a result of marketing through e-commerce, via an interactive website accessible in the domicile of the consumer.” と説明されている。
- (16) これに対して, 国際裁判管轄研究会報告書(5) NBL 887号 115頁では, 能動的消費者を除外する規定を, 通則法 11条 6項 1号及び同 2号を参考にして設ける考え方が示されている。
- (17) 管轄原因事実と, (請求を理由あらしめるという意味での) いわゆる請求原因事実とが重複するようにみえる場合の, 当該事実の主張と立証に関しては, 特に不法行為の特別裁判籍について学説上の対立があり, この点をあつかった最近の論説として, 多田望「不法行為地管轄」国際私法年報 [10] 61頁 (2008年) がある。とはいえ, このような管轄原因事実と, いわゆる請求原因事実とが重複の虞は, 単に, 不法行為に限られたものではない。例えば, 中野俊一郎「義務履行地の国際裁判管轄」国際私法年報 [10] 33頁 (2008年)。実際に, 例えば, 「消費者であると誤認したことについて相当の理由がある」という事実を, 消費者契約の国際管轄に関する特則の適用の要件とすると, 「誤認したことについて相当の理由がある」という事実が明らかとなったときには, 一方で, 争われている契約関係が通則法 11条の適用を受けることがなくなり, 他方で, 消費者契約の国際管轄に関する特則の適用も受けられなくなる。その意味で, 当該事実が, いわゆる請求原因事実といえと同時に, 管轄原因事実ともなりうる虞がある。
- (18) この点について, 国際裁判管轄研究会報告書(5) NBL 887号 115頁によれば, 同研究会でも, 「国際裁判管轄の判断基準として, 通則法第 11条第 6項第 3号及び第 4号と同様の主観的要素も取り込むとなると, 訴訟の入り口の議論においてそのような判断をすることができるのかという疑問が生じる。」という理由から, 客観的要素のみを管轄の有無の判断の基準とする見解が大勢占めたようである。
- (19) Wulf-Henning Roth, *Zum Verhältnis von Art. 7 Abs. 2 und Art. 5 der Römer Schuldvertragskonvention*, Schnyder, A. K. / H. Heiss u. a. (Hrsg.), *Internationales Verbraucherschutzrecht*, (Mohr, GW, 1995), S. 44.
- (20) *Convention on the Law Applicable to Contractual Obligations*, 1980.
- (21) 契約債務の準拠法に関する 2008年 6月 17日 欧州議会及び理事会規則, Regulation (EC) No 593/2008 of The European Parliament and of The Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I), OJ 2008 L 177/6

- (22) Jan Kropholler, *Europäisches Zivilprozeßrecht*, Kommentar 8. Aufl. (Verlag Recht und Wirtschaft GmbH 2005), 232ff.
- (23) 消費者契約にも、ブラッセル I 規則 24 条が適用されることについて、Lawrence Collins, *ibid.*, p. 454, *note 9*.
- (24) 最三小法廷昭和 50 年 11 月 28 日判決民集 29 卷 10 号 1554 頁, 判時 799 号 13 頁, 判タ 330 号 261 頁。
- (25) 国際裁判管轄の合意自体についても判示されているが、ここでは詳述しない。
- (26) 池原季雄「国際的裁判管轄権」新・実務民事訴訟講座 7 卷 37 頁 (1982 年), 道垣内正人・注釈民事訴訟法(1) 114 頁 (1991 年), 坪田潤二郎「国際紛争と合意」ジュリスト 444 号 122 頁 (1970 年)。これらの管轄合意の合理性を問題とする学説の背景には、消費者と企業、労働者と雇用者というような対等でない当事者間の合意について、その劣位の当事者を保護するという要求や、合意の形骸化などに関する危惧があるといえる(貝瀬「国際的合意管轄の基礎理論」(二・完) 法学協会雑誌 102 卷 7 号 1415 (7・191) 頁 (1985 年))。
- (27) 但し、合意を管轄決定の一要因とみて、合意だけではなく、他に、管轄が指定された国と事案との間に何らかの関連性を要求する学説もある(石黒・現代国際私法 [上] 367 頁 (1986 年))。
- (28) 労働者事件に関してではあるが、合意の形成過程における合理性の有無の問題が争われた裁判例として、東京高裁平成 12 年 11 月 28 日判決判時 1743 号 137 頁がある。
- (29) もとより、その場合には、管轄合意に関する一般条項である、同規則の 23 条の要件を充たしていなければならないことはいうまでもない。
- (30) Council Directive 93/13/EEC of 5 April 1993 on unfair terms in consumer contracts, OJ 1993 L 95/29.
- (31) *Océano Grupo Editorial SA v. Roció Murciano Quintero and Salvat Editores SA v. José M. Sánchez Alcón Prades, José Luis Copano Badillo, Mohammed Berroane and Emilio Viñas Feliú*, (Joined Cases C-240/98 to C-244/98) [2000] ECR I-4941.
- (32) 平塚真「合意管轄」涉外判例百選 [第三版] 別冊ジュリスト 133 号 206 頁 (1995 年), 池原季雄・前掲「国際的裁判管轄権」37 頁, 溜池良夫「船荷証券上の裁判管轄約款」商法 (保険・海商) 判例百選 [第 2 版] 別冊ジュリスト 121 号 188 頁 (1993 年), 石黒一憲「涉外判例研究」ジュリスト 616 号 150 頁 (1976 年), 伊東乾 = 本田耕一「最高裁判事例研究」法学研究 50 卷 3 号 99 頁 (1977 年), 貝瀬幸雄・国際化社会の民事訴訟 291 頁 (1993 年)。

- (33) 坪田・前掲「国際紛争と合意」ジュリスト 122 頁では、「管轄の合意の効力を決定するのは、いうまでもなく法廷地法である。けだし、管轄の合意は一種の訴訟契約であるからである。それ故に、この準拠法の問題は管轄の合意が国際契約中でなされているばあいに、契約の準拠法が何かということとは別の問題である。」とされている。
- (34) 溜池・前掲「船荷証券上の裁判管轄約款」別冊ジュリスト 42 号 203 頁
- (35) 谷川久「船荷証券上の専属的裁判管轄合意約款の効力—右合意の効力の範囲」ジュリスト 350 号 135 頁 (1966 年), 川上太郎「専属的裁判管轄約款の効力」判タ 256 号 40 頁 (1971 年), 海老沢美広「判例評論」348 号 52 頁 (1988 年)。また、最近の学説として、安達栄二「合意、応訴、反訴および併合による国際裁判管轄」国際私法年報 [10] 80 頁 (2008 年) では、「当事者の『合意』というその性質を考慮するならば、契約上の合意と異なるところがなく、実体法に服し、その準拠法について当事者意思に従うことが可能である。内国の土地管轄の合意の成立問題について民法の意思表示の瑕疵の規定が考慮されるのと同様に、国際裁判管轄の合意の成立問題については主契約の準拠実体法によって判断される」と、説明されている。
- (36) 石黒・前掲ジュリスト 616 号 150 頁。但し、そのように理解する必要性について、所説は懐疑的である。
- (37) ハーグ条約草案 7 条 3 項には、紛争が生じた後に、管轄の合意があったとき、又は、当該合意が専属的管轄合意でないとき（消費者が、合意された裁判所以外に訴えを提起することを認めるとき）に限って、その管轄の合意をすることができるものと定められている。
- (38) ブラッセル条約の 13 条に定められている、「消費者」の意義に関して、将来の事業に関するものである場合には、「消費者」契約には該当しないと判示した裁判例として、Francesco Benincasa v. Dentalkit SrL., (Case C-269/95) [1997] ECR I-3767. (特に, paras. 15, 16 and 17.) がある。
- (39) ブラッセル I 規則 18 条 1 項では、“individual contracts of employment” と表現されている。また、ブラッセル条約では当初労働契約に関する特則を有していなかったが、1989 年の改正（サン・セバスチアンバージョン）で、義務履行地の管轄が定められている 5 条に、労務提供地を義務履行地とする特則が設けられた。そこでは、規則と同様に、“individual contracts of employment” の表現が用いられている。さらに、ハーグ条約草案 8 条も同一の表現を用いている。
- (40) 但し、旧（平成 8 年改正前）民事訴訟法 5 条（現行民事訴訟法〈平成 8 年 6 月

26日法律第109号)の5条1号に該当)に関する解釈ではあるが、菊井維大=村松俊夫・全訂民事訴訟法I〔追補版〕64頁(1984年)は、「純粋な雇用契約関係にある公社もしくは会社の従業員または労務者の地位に関する訴は、財産権上の訴とするのが正しい。」とする。兼子一=松浦=新堂=竹下・条解民事訴訟法40頁(1989年)も、「雇用契約による被用者としての地位は財産権である」とする。

- (41) 国際裁判管轄研究会報告書(5) NBL 887号118頁では、義務履行地の裁判籍との関係は論じられていない。しかし、ブラッセルI規則を参考に、個別労働関係紛争関するについて、特別の管轄規定を設けることが相当であるとする。
- (42) 国際裁判管轄研究会報告書(5) NBL 887号118頁では、「労務提供地」の意義については、契約に定められている場所ではなく、現実に労務が提供されている場所であればならないことが指摘されている。
- (43) ブラッセルI規則19条には、事業者が被告となる場合には、事業者の住所地国又は労務提供地国を選択的な裁判籍とする旨が定められており、他方、同規則20条には、労働者が被告となる場合には、労働者の住所地国を裁判籍とする旨が定められている。また、ハーグ条約草案8条には、労働者が被告となる場合の裁判籍として、労働者の住所地国に加えて、労務提供地が選択的に定められている。
- (44) 本稿脱稿後の2009年7月末に、法制審議会国際裁判管轄法制部会の第10回会議でとりまとめられた、「国際裁判管轄法制に関する中間試案」が公表された。また、この中間試案に関する詳細な検討として、神前楨「消費者契約および労働関係の訴えに関する国際裁判管轄」ジュリスト1386号45頁(2009年)以下が2009年10月に発表された。本稿では、時機的に扱えなかったが、今後さらに検討を重ねる予定である。